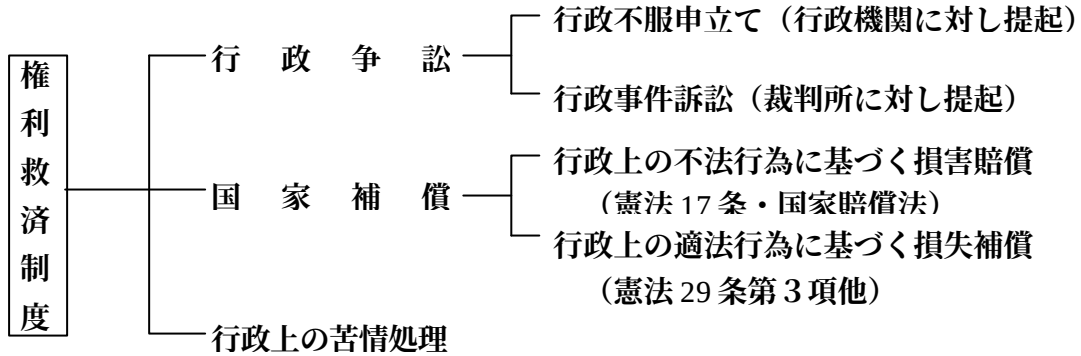


土地区画整理事業と行政不服審査制度

I 権利救済制度について



II 行政不服審査制度について

(1) 行政不服申立てとは

行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に関し不服のある者が、行政機関に対し不服を申し立て、その違法・不当を審査させ、違法・不当な行為の是正や排除を請求する手続き

(2) 行政不服申立ての性格

- ① 簡易迅速な手続による権利利益の救済
- ② 行政の適正な運営確保（違法性＋不当性の是正）

(3) 行政不服申立ての対象

- ① 処分：「行政庁が、法令に基づき一方的立場において、国民に対し権利を設定し、義務を課し、その他具体的な法律上の効果を発生させる行為」
- ② 不作為：「行政庁が、法令に基づく申請に対し、相当の期間内に何らかの処分その他公権力の行使にあたる行為をすべきにかかわらず、これをしないこと。」

(4) 行政不服申立ての種類

行政不服審査法の定める不服申立ての種類は、次の3種類である。

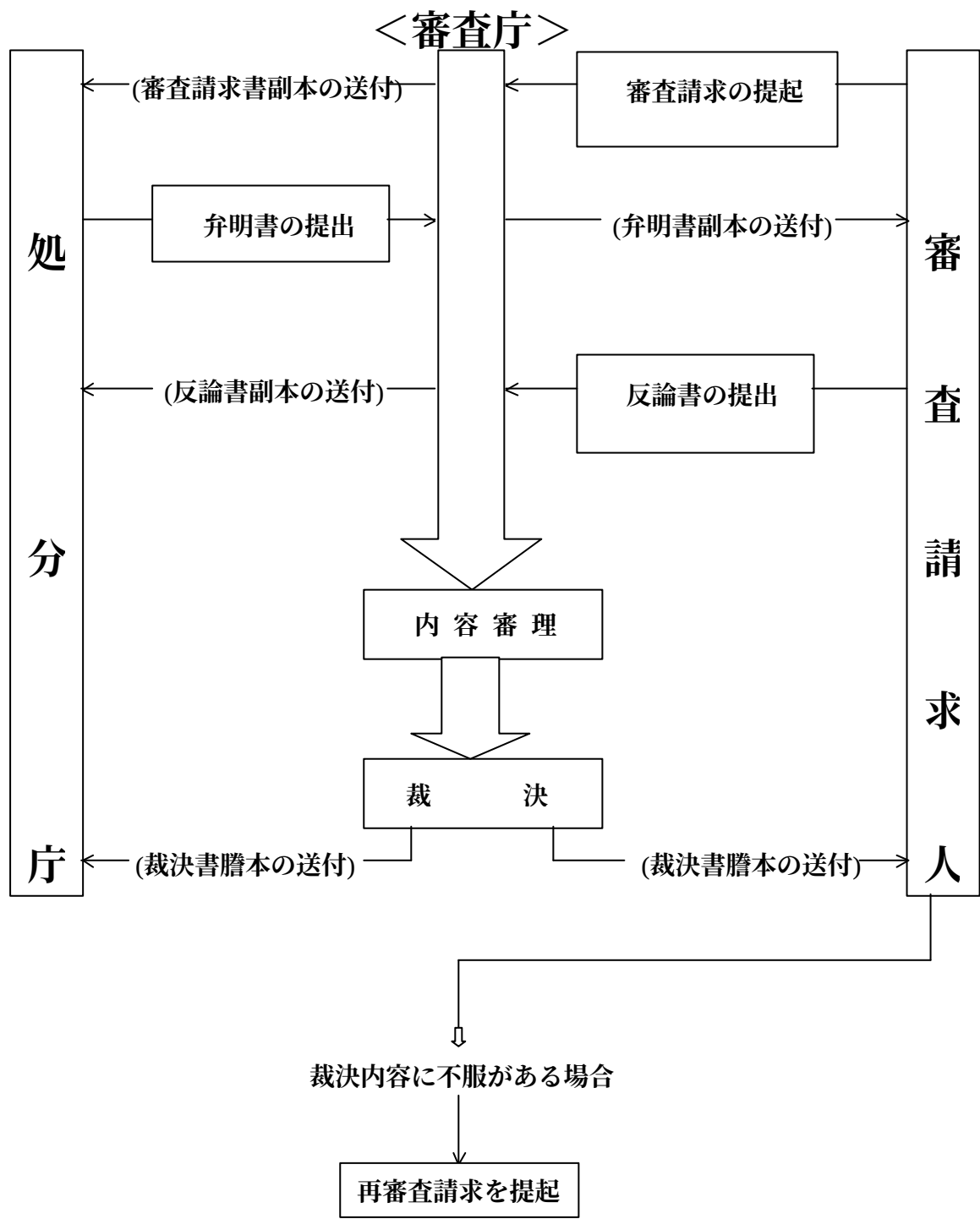
- ・ 異議申立て
- ・ 審査請求
- ・ 再審査請求

- ① 異議申立て
 - ・行政庁の処分又は不作為に対して、処分庁ないし不作為庁に対し不服を申し立てる手続
- ② 審査請求
 - ・行政庁の処分又は不作為に対して、処分庁ないし不作為庁以外の行政庁に不服を申し立てる手続
- ③ 再審査請求
 - ・審査請求の裁決に不服のある者がさらに不服を申し立てる手続
 - ※原則として、それぞれの法律又は条例に再審査請求ができる旨の定めがある場合にのみ許される。

(5) 不服申立ての要件

- ① 処分又は不作為が存在すること
- ② 正当な当事者から不服が申し立てられること
- ③ 権限を有する行政庁に申し立てること
- ④ 不服申立期間内に不服を申し立てること
 - ・処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内
 - ※天災その他やむを得ない理由のあるときは、その内容がやんだ日の翌日から起算して一週間以内にしなければならない。
 - ・再審査請求は、裁決又は決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内
 - ・処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由のない限り、処分のあったことを知っていたかどうかにかかわらず、不服を申し立てることができない。
- ⑤ 形式と手続を遵守すること
 - ・審査庁に、必要記載事項を記入した書面を提出して行う。（書面審理主義）
 - ・審査請求書は、正副2通
 - 必要記載事項（行政不服審査法第15条）
 - 1 審査請求人の氏名及び年齢又は名称並びに住所
 - 2 審査請求に係る処分
 - 3 審査請求に係る処分があったことを知った日
 - 4 審査請求の趣旨及び理由
 - 5 処分庁の教示の有無及びその内容
 - 6 審査請求の年月日
 - 7 審査請求人の押印

【審査請求フロー】



(6) 教示制度について

① 教示制度とは

処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨及び不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を教える制度である。

② 教示を誤った場合の救済

- ・ 教示を誤った場合 → 処分庁に不服申立書を提出できる。
- ・ 誤った教示をした場合 → 誤った教示に基づいてなされた不服申立ては適法になされたものとされる。

(7) 処分の執行不停止の原則（行政不服審査法第34条）

① 原則：不服申立ては、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を防げない。

② 執行停止：

- ・ 処分庁の上級行政庁である審査庁は、必要があると認めるときは、審査請求人の申立て又は職権により、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置（以下「執行停止」という。）をすることができる。
 - ・ 処分庁の上級行政庁以外の審査庁は、必要があると認めるときは、審査請求人の申立てにより、処分庁の意見を聴取した上、執行停止をすることができる。
- ただし、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止以外の措置をすることはできない。
- ・ 審査請求人の申立てのあった場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる回復困難な損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、審査庁は、執行停止をしなければならない。ただし、公共の福祉に多大な影響を及ぼすおそれがあるとき、処分の執行又は手続の続行ができなくなるおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、この限りではない。

(8) 裁決の種類

- ① 却下裁決……審査請求が法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるとき（行服法第40条第1項）
- ② 棄却裁決……審査請求に理由がないとき（行服法第40条第2項）
- ③ 認容裁決……処分についての審査請求に理由があるとき（行服法第40条第3項）
→ 処分の一部又は全部を取り消す。
- ④ 事情裁決……処分は違法又は不当であるが、処分を取り消すことが公共の福祉に適合しない場合は棄却されることがある。
審査庁は、裁決で、当該処分が違法又は不当であることを宣言しなければならない。（行服法第40条第6項）

(9) 行政事件訴訟との関係

① 原則 ・ ・ ・ ・ 自由選択主義

- ・ 行政事件訴訟法は、行政不服審査法等の行政上の不服申立てをするか、それをしないで直ちに訴訟をするか、さらに両者を同時に行うかについて当事者の選択に委ねている。
- ・ 裁判と比較しての審査請求の特性は、手続の簡便性（時間・費用・労力）及び審査請求においては、処分の違法性のみならず、不当性の是正が審査の対象となる。（不当性：法令には違反していないが、行政庁が裁量を誤っている場合）

② 例外 ・ ・ ・ ・ 審査請求前置主義

- ・ 法律によって不服申立てに対する裁決を経た後でなければ、訴えを提起することができないとされている場合には、不服申立てを前置しなければならない。

(例) 市町村又は都道府県が施行する区画整理事業についての行政事件訴訟は、当該処分についての審査請求を経た後でなければ提起することはできない。

地方自治法第 256 条の規定

「法律に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の事務に係る処分の取り消しの訴えは、当該処分につき当該普通地方公共団体の機関以外の行政庁に審査請求、審決の申請その他の不服申立てをすることができる場合には、その不服申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。」

なお、審査請求を前置しなければならない場合であっても、次の場合には、裁決を経ないで直ちに訴訟できる。（行政事件訴訟法第 8 条）

- ・ 審査請求があった日から 3 か月を経ても裁決がないとき
- ・ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要性があるとき
- ・ その他裁決を経ないことにつき正当の理由があるとき

※ 却下裁決と審査請求前置主義との関係（判例）

- ・ 審査請求が不適法なため却下裁決を受けた場合、前置主義の要件を満たしたことはない。

III 土地区画整理事業と審査請求

土地区画整理法第127条の2

「……組合、市町村、都道府県又は地方公社がこの法律に基づいてした処分その他公権力の行使に当たる行為（以下この条において「処分」という。）に不服がある者は、組合、市町村又は市のみが設立した地方公社がした処分にあつては都道府県知事に対して、都道府県又は地方公社（市のみが設立したものを除く。）がした処分にあつては国土交通大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。」

(1) 処分庁と審査庁等

処 分 庁	異議申立て	審査請求	再審査請求
組 合		都道府県知事	国土交通大臣
市 町 村		都道府県知事	国土交通大臣
都 道 府 県		国土交通大臣	—
市 町 村 長		都道府県知事	国土交通大臣
都 道 府 県 知 事		国土交通大臣	—
住宅・都市整備公団		国土交通大臣	—
地域振興整備公団		国土交通大臣	—
（都道府県設立） 地方住宅供給公社		国土交通大臣	—
（市のみが設立） 地方住宅供給公社		都道府県知事	国土交通大臣
国 土 交 通 大 臣	国土交通大臣	—	—

※ 組合については土地区画整理法第136条の2の規定により、政令市内の組合は指定都市の長に、中核市内の組合は中核市の長が審査庁となる。

(2) 土地区画整理法上「処分」に該当すると考えられるもの

根拠条項		処 分 そ の 他 の 行 為 内 容
条	項	
4	1	個人施行の認可
10	1	規約又は事業計画の変更認可
11	4	施行者変動（1人→数人）の場合の規約の認可
13	1	個人施行事業の廃止又は終了の認可
40	1	賦課金の賦課
	4	過怠金の賦課
41	1	賦課金等の督促
	3	市町村長が行う滞納処分
	4	組合の理事が行う滞納処分
45	2	組合解散の認可
73	3	収用委員会の裁決
76	1	建築行為等の認可
	4	現状回復等の命令
	5	現状回復等をする旨の公告
77	2	建築物等の移転又は除却の通知
	4	建築物等の移転又は除却をする旨の公告
78	2	移転又は除却の費用の徴収
	4	移転又は除却の費用の滞納処分
79		土地使用の裁決
84	2	関係簿書の閲覧の拒否
98	4	仮換地の指定の通知
	5	仮に権利となる部分等の指定の通知
99	2	使用収益日の別途通知
100	1	使用収益の停止の通知
102	1	仮清算金の徴収又は交付（の通知）
103	1	換地処分の通知
109	1	減価補償金の交付（の通知）
110	1	清算金の徴収又は交付（の通知）
	2	清算金の分割徴収又は交付（の通知）
	3	清算金の督促
	5	清算金の滞納処分
124	1	個人施行者に対する監督命令
	2	個人施行者に対する施行認可の取消し
125	3	組合に対する監督命令
	4	組合設立認可の取消し
	7	議決等の取消し

(3) 審査請求ができない事項（土地区画整理法第127条）

- 一 組合の設立認可、定款又は事業計画の変更認可
- 二 組合の事業計画の決定又は変更のためになされる事業計画の縦覧に対して提出された意見書の不採択の通知
- 三 公共団体施行の場合の事業計画の決定又は変更
- 四 公共団体施行における設計の概要の認可又はその変更の認可
- 五 公共団体施行につき、事業計画を縦覧に供した場合に提出された意見書を不採択とした旨の通知
- 六 行政庁施行の場合の事業計画の決定又は変更
- 七 行政庁施行の場合の設計の概要の認可又はその変更認可
- 八 行政庁施行の場合、施行規程及び事業計画の決定又は変更のため、縦覧に供した場合に提出された意見書を不採択とした通知
- 九 国土交通大臣施行の場合、施行規程及び事業計画の決定又は変更のため、その縦覧に供した場合に提出された意見書を不採択とした通知
- 十 地方公社施行の場合、施行規程及び事業計画の決定又はその変更の認可
- 十一 地方公社施行の場合、施行規程及び事業計画の決定又は変更のため、その縦覧に供した場合に提出された意見書を不採択とした通知
- 十二 換地計画の決定又はその変更に当たり、縦覧に対して提出された意見書を不採択とした場合の通知